

第2次成田市子どもの読書活動推進計画(素案)
2023～2027

2023(令和5)年3月
成田市

目次

第1章 計画の策定に当たって	- 1 -
1.計画策定の趣旨	- 1 -
2.計画の位置づけ	- 2 -
3.計画の期間	- 3 -
4.計画の策定体制	- 4 -
第2章 成田市子どもの読書活動推進計画の成果と課題	- 5 -
1.市第1次計画の成果	- 5 -
2.市第1次計画の課題	- 8 -
3.市第1次計画の取組事項の詳細	- 10 -
第3章 子どもの読書環境を取り巻く状況の変化	- 17 -
1.子どもの読書環境に係る法令等について	- 17 -
2.国及び千葉県の第2次計画以降の取組等について	- 19 -
第4章 子どもの読書活動の実態調査	- 21 -
1.調査の概要	- 21 -
2.調査対象者	- 21 -
3.調査期間	- 21 -
4.回収結果	- 21 -
5.調査の結果	- 22 -
6.分析	- 24 -
第5章 基本的な方針	- 25 -
1.基本理念	- 25 -
2.基本方針	- 25 -
3.子どもの読書活動に係る目標数値	- 26 -
第6章 具体的な取組	- 27 -
1.子どもが読書への関心を高める取組の推進	- 28 -
2.子どもの読書環境の整備	- 38 -
3.家庭、地域、学校等の連携体制の構築	- 44 -
第7章 計画の進行管理	- 50 -
資料編	- 51 -
1.計画の策定体制	- 52 -
2.数値実績	- 54 -
3.法令等	- 59 -

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

2001(平成13)年に施行された子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号、以下「法」という。)は、その基本理念において「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と規定しました。また、法は、市町村に対する努力義務として国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び都道府県の「都道府県子ども読書活動推進計画」を基本としつつ、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等も踏まえた、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定についても規定しています。

このため、本市では2004(平成16)年度に「成田市子どもの読書活動推進計画」(以下「市第1次計画」という。)を策定し、子どもの読書活動の推進に努めてきました。なお、国及び千葉県における計画は、おおよそ5年ごとに更新され、現在、第4次計画まで策定されていますが、本市では、これまで計画の更新はせず市第1次計画に基づく子どもの読書活動の推進に取り組んできました。しかしながら、市第1次計画の策定から現在に至るまでの間に先に記した国及び千葉県におけるそれぞれの計画の更新に加え、学校図書館法の改正、学習指導要領等の改訂、読書バリアフリーの推進と、各種法制度等の改正等が行われ、更に情報通信手段の普及・多様化が進みました。また、児童・生徒向けの1人1台端末の提供と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想^{※1}も進められる等、子どもの教育環境及び読書環境は大きく変化しています。

そこで、子どもを取り巻く読書環境の変化や、国及び県の動向を踏まえ、本市における子どもの読書活動をより一層進めていくために、市第1次計画による取組について成果と課題を整理し、今後の基本方針及び具体的な取組内容、評価指標を定める「第2次成田市子どもの読書活動推進計画(以下「市第2次計画」という。)」を策定しようとするものです。

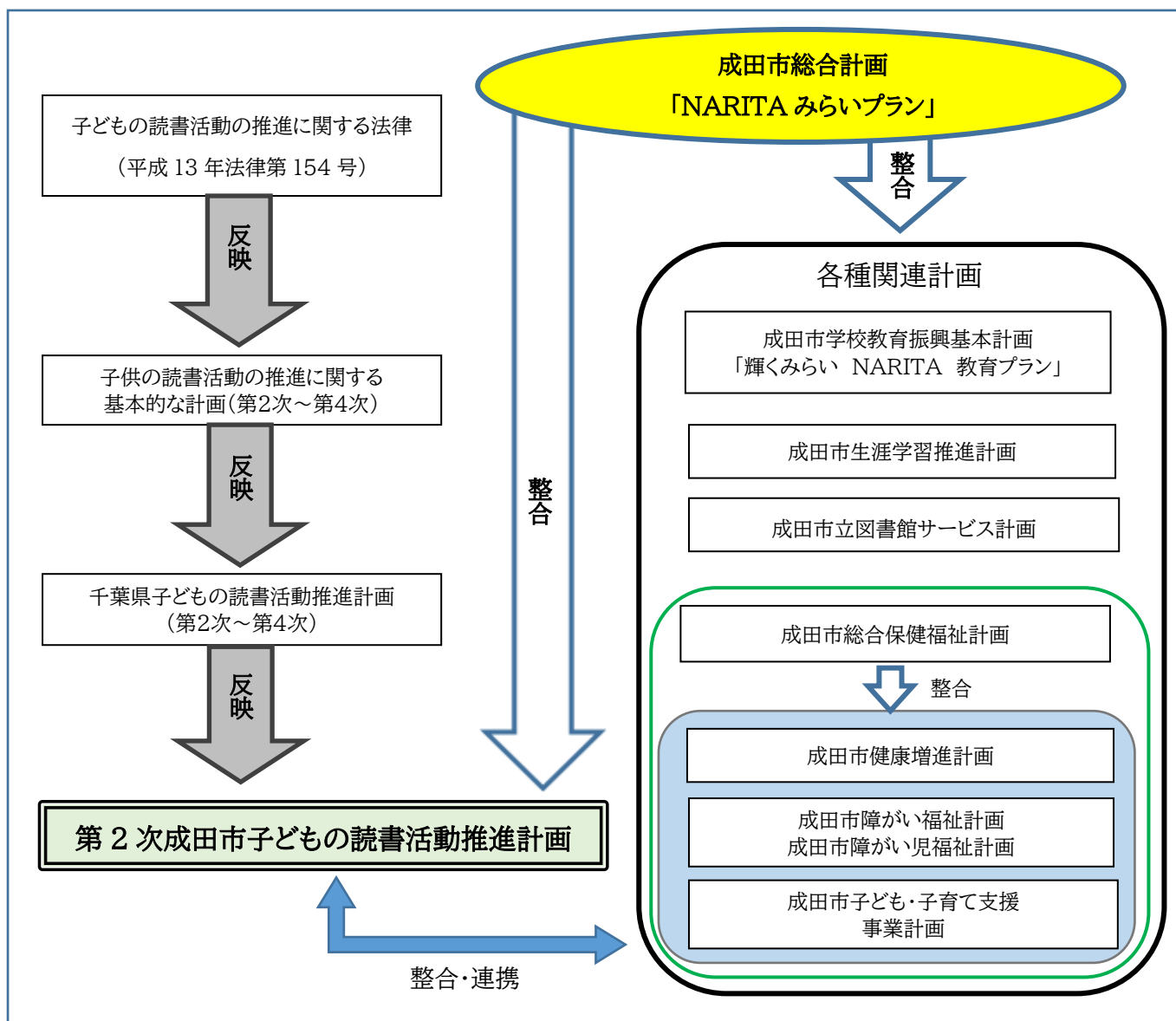
なお、本計画においては、「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいい、特に断りのない限り「小学校」には義務教育学校の前期課程を含み、「中学校」には義務教育学校の後期課程を含むものとします。また、成田市立図書館の課名は、教育部「図書館」ですが(2022(令和4年)4月現在)、学校図書館との識別のため、「市立図書館」と記載します。

^{※1} GIGAスクール構想:1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想のこと。

2.計画の位置づけ

市第2次計画は、上位計画の成田市総合計画「NARITA みらいプラン」をはじめ、「成田市学校教育振興基本計画「輝くみらい NARITA 教育プラン」」等、各種関連計画等との整合、連携を図った計画とします。

また、成田市総合計画「NARITA みらいプラン」では、持続可能なまちづくりの実現のため、SDGs(持続可能な開発目標)^{※2}の理念を取り入れていることから、市第2次計画においては、子どもの読書活動の推進を図ることによって、「質の高い教育をみんなに」をはじめとするSDGsの掲げる目標の達成を目指すことで、成田市の掲げる将来都市像の実現に貢献します。



計画の位置づけ

^{※2} SDGs(持続可能な開発目標):Sustainable Development Goals の略。2015(平成27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17のゴール・170のターゲットを定めている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs17 の目標

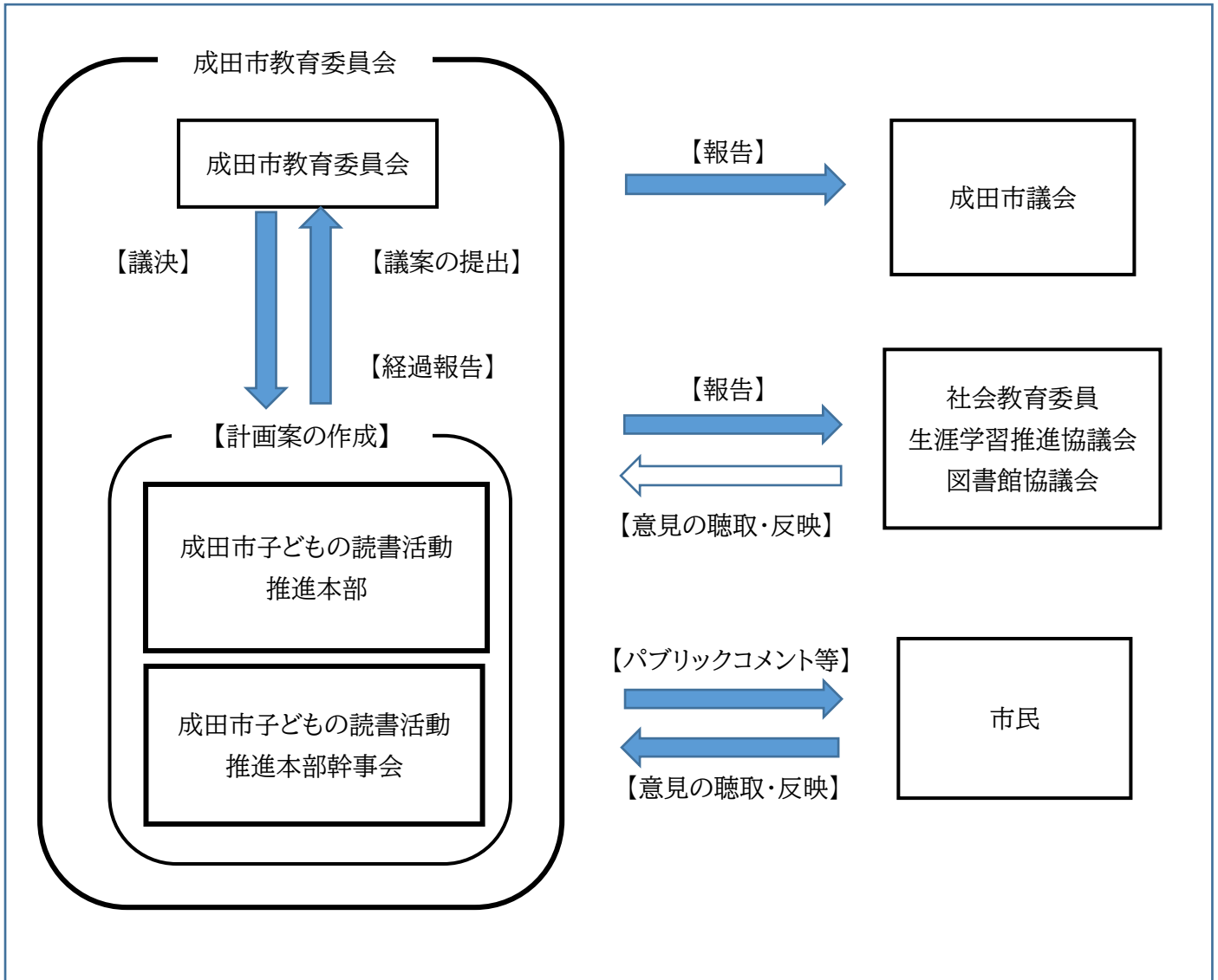
3.計画の期間

市第2次計画の期間は、2023(令和5)年度から5か年とします。

	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年	令和6年度 2024年	令和7年度 2025年	令和8年度 2026年	令和9年度 2027年	令和10年度 2028年	令和11年度 2029年	令和12年度 2030年
企画政策部 企画政策課	成田市総合計画 NARITA みらいプラン(H28~R9)									
教育部 教育指導課	成田市学校教育振興基本計画 輝くみらい NARITA 教育プラン(H28~R7)									
教育部 生涯学習課	第3次成田市 生涯学習推進計画									
教育部 図書館		策定 作業	第2次成田市 子どもの読書活動 推進計画				最終評価			
							第3次 策定 作業	第3次成田市 子どもの読書活動 推進計画		
	成田市立図書館サービス計画					中間評価				最終評価

計画の期間

4. 計画の策定体制



計画の策定体制

第 2 章 成田市子どもの読書活動推進計画の成果と課題

市第 1 次計画は、国の基本的方針や千葉県における計画推進の柱を基に、本市の実情等を踏まえながら、「子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくり」のために、次の 3 つの柱を設定し、77 件の取組を実施してきました。

① 家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	33 取組
② 子どもの読書環境の整備・充実	22 取組
③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及等	22 取組
合計	77 取組

1.市第 1 次計画の成果

市第 1 次計画の取組事項の評価は次のとおりでした。各取組事項の詳細は、「3.市第 1 次計画の取組事項の詳細」をご覧ください。

評価	取組事項数
○:実施	43 取組
△:一部実施	8 取組
×:未実施	26 取組
合計	77 取組

次の(1)、(2)及び(5)から(8)までの表の増加率は、計画開始年度に近い年度の値を基準として、コロナ禍の影響を除くため、2018(平成 30)年度の成果と比べた増加率を出しています。

(1) 児童・生徒の読書量の推移

児童書の貸出点数推移

	2006 (H18)	2018 (H30)	2020 (R2)	2021 (R3)	増加率 2018/2006
市立図書館	250,590 冊	322,856 冊	250,077 冊	312,694 冊	29%
小学校	228,461 冊	511,582 冊	477,924 冊	-	124%
中学校	28,039 冊	73,320 冊	70,190 冊	-	161%

市立図書館での子どもの利用者数推移(0 歳～18 歳)

	2004 (H16)	2018 (H30)	2020 (R2)	2021 (R3)	増加率 2018/2004
市立図書館	38,970 人	48,850 人	35,650 人	42,291 人	25%

(2) 小中学校での読書活動の推進の状況

小学校低学年では、時間割の中に読書の時間を設けて学校図書館の利活用を進めており、小学校中学年・高学年では、時間割の中で固定されていないものの、積極的に学校図書館の資料を活用し、調べ学習^{※3}・並行読書^{※4}等の学習機会を設けています。

中学校では、総合的な学習の時間に職業や校外学習、修学旅行の行き先について調べる活動や、SDGsのそれぞれの目標について調べる活動を行っています。また、国語や美術といった教科学習にも学校図書館を活用しています。

更に家庭に向けての「図書だより」の発行や、読書月間・週間、その他季節に応じたイベント等による読書啓発、教職員・学校図書館司書^{※5}・図書委員による本の紹介等を通しての読書活動を進めています。

(3) 司書教諭^{※6}発令学校数の推移

	2003 (H15)	2018 (H30)	2020 (R2)	2021 (R3)	増加率 2020/2003
小学校 (12学級以上)	6校/6校中 100%		13校/13校中 100%		0%
中学校 (12学級以上)	4校/4校中 100%		5校/5校中 100%		0%

※司書教諭は、12学級以上の学校ではおこななければならないとされていますが、2020年度の全国調査(「学校図書館の現状に関する調査」)での発令率は、小学校で99.4%、中学校で98.9%となっています。本市では、2003年度から全校100%発令を継続して達成しています。

(4) 市立図書館の学校向け団体貸出^{※7}冊数の推移

	2004 (H16)	2018 (H30)	2020 (R2)	2021 (R3)	増加率 2018/2004
小中学校	6,417冊	3,305冊	1,454冊	1,233冊	△48%

(5) 市立図書館における学校訪問おはなし会の実施状況推移

年度	2004 (H16)	2018 (H30)	2020 (R2)	2021 (R3)	増加率 2018/2004
学校数	18校	23校	0校	1校	28%
学級数	109学級	214学級	0学級	6学級	96%
児童数	2,661人	5,371人	0人	179人	102%

※新型コロナウイルス感染症対策のため、2020年度は中止し、2021年度は希望のあった1校に実施しました。

※3 調べ学習:新聞や本、インターネット等、様々な手段や方法で情報を集めて、それを読み取り、分析し、結果をまとめ、発表するといった活動を中心とする学習のこと。

※4 並行読書:国語科の授業で物語や小説を読み、並行して同じ作者の作品や関連する作品を読むこと。

※5 学校図書館司書:学校図書館の運営の向上を図り、児童・生徒や教員による学校図書館利用の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと。

※6 司書教諭:学校図書館の専門的業務にあたる職員(司書)のうち、教諭であるもの。

※7 団体貸出:市内の地域団体、職域団体、読書会等の団体利用者に対して、図書館資料を貸し出すこと。

(6) 市立図書館の4か月児赤ちゃん相談等におけるブックスタート事業^{※8}の実施状況推移

	2015 (H27)	2018 (H30)	2020 (R2)	2021 (R3)	増加率 2018/2015
回数	4回	12回	0回	0回	200%
参加組数	171組	380組	0組	0組	122%
検診者数	321人	922人	0人	0人	187%
参加率 参加組数/検診者数	53%	41%	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症対策のため、2020年度、2021年度は中止しました。

(7) 市立図書館における子どもの読書活動推進の実施状況推移

	2004 (H16)	2018 (H30)	2020 (R2)	2021 (R3)	増加率 2018/2004
おはなし会 実施回数	61回	94回	34回	90回	54%
おはなし会 参加者数	370人	890人	129人	449人	141%
ブックリスト数	5	7	8	8	40%
展示回数	6回	55回	56回	61回	817%
研修会実施回数	1回	6回	5回	7回	500%

※新型コロナウイルス感染症対策のため、2020年度はおはなし会の一部を中止しました。

(8) 保育所及び幼稚園での読み聞かせの実施状況

公立保育園13園では、絵本の読み聞かせを毎日行っています。また、大栄幼稚園では、在園児に絵本を定期購読してもらい、クラスで読み聞かせを行うことや、その絵本を自宅に持ち帰り、家庭での読み聞かせの実施を案内しています。

(9) 子育て支援施設における読み聞かせの実施状況

なかよしひろば(成田市子ども館、三里塚なかよしひろば、公津の杜なかよしひろば)では、年齢や季節等に応じた読み聞かせ等を定期的に行っています。

※8 ブックスタート事業:絵本を配布し、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心触れ合うひとときをもつきっかけをつくる事業。地域に生まれた全ての赤ちゃんとその保護者が対象であり、自治体が行う0歳児検診等で実施される。

2.市第1次計画の課題

(1) 市立図書館における子どもの読書活動推進における課題

(あ)児童書の貸出点数及び子どもの利用登録者数は全体では伸びていますが、地区別にみると、本館のあるニュータウン地区・公津の杜分館のある公津地区と、それ以外の地区を比較すると、貸出利用者数、貸出冊数ともに差が開いています。

市内の図書館ネットワークについては、本館・公津の杜分館以外のサービスポイントである公民館図書室、地区会館図書室、コミュニティセンター図書室では、蔵書冊数が1万点に満たないところが多く、今日の子どもの情報欲求に応えられていないことが伺えます。

2021(令和3)年度地区別貸出・利用統計

区分	項目	ニュータウン	公津	小計	その他市内	市外	合計
児童	貸出利用者数	12,019人	19,268人	31,287人	10,368人	636人	42,291人
	貸出冊数	55,097冊	93,311冊	148,408冊	56,470冊	2,149冊	207,024冊
	貸出利用者比率	28%	46%	74%	25%	1%	100%
	貸出冊数比率	27%	45%	72%	27%	1%	100%
全体	地区/人口比率	23%	25%	48%	52%	-	100%

(い)子どもからの問合せに対するレファレンス^{※9}・読書案内業務は行っていますが、資料の使い方、事典・辞書の引き方・使い方等を学ぶ講座の開催等のサービス実施が望まれます。

(う)読書の重要性を保護者に伝える取組の実施が望まれます。

(2) 学校における子どもの読書活動推進における課題

(あ)学校図書館司書については、児童・生徒数や学校の実情に応じて、週2回から週4回の範囲で全校に配置されています。しかし、同一校に週5日の配置はなく、授業の補助に多くの時間が割かれ、環境整備やきめ細やかな来館対応が難しい現状があります。また、小規模校では週2日の勤務となっており、司書の勤務のない日など、児童・生徒の要望に対する十分なサービスが難しく、その業務を教員が担っています。

(3) 保育所、幼稚園における子どもの読書活動推進における課題

(あ)園児向けの読み聞かせは、継続して実施していますが、保護者等に対し、読書の重要性を伝える取組を進めていくことが望まれます。

※9 レファレンス：図書館利用者が学習や調査、研究等のために必要な資料及び情報を求めた際に、司書が図書館の資料と機能を活用して検索を支援し、回答の含まれる資料や情報源を提供するサービスのこと。

(4) 子育て支援施設における子どもの読書活動推進における課題

(あ)なかよしひろばでの読み聞かせの実施及び読み聞かせ開催情報の提供は実施していますが、保護者等に対し、読書の重要性を伝える取組を進めていくことが望まれます。

(5) 子どもの読書活動推進のための環境整備・充実における課題

(あ)学校図書館司書による市立図書館への来館貸出だけでは十分な団体貸出ができないことと、学校間相互の資料貸借の仕組みが十分でないことから、学校間及び図書館と小中学校間を巡回する配送システムが必要です。

(い)今後の子どもの読書活動推進は、子どもに関わる全ての課及び学校、関係者が連携していくことが必要です。

(6) 高校生期への読書活動の推進の課題

(あ)高校生に向けての読書活動の推進に係る働きかけ及び市内の高等学校との連携を進めていくことが望まれます。

3. 市第1次計画の取組事項の詳細

担当者評価の見方 ○：実施、△：一部実施、×：未実施

取組大区分	取組中区分	取組細区分	事項番号	取組事項	取組番号	担当課	担当課評価	取組事項名	取組内容	数値実績		
1 家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	(1) 家庭における子どもの読書活動の推進		1	「読み聞かせ」「おはなし」や読書の重要性について、保護者に働きかける。	1-1	市立図書館	○	「えほんとおぼろ-0・1歳のおはなしかい」「えほんとおぼろ-2・3歳のおはなしかい」「赤ちゃん相談絵本読み聞かせ」	「えほんとおぼろ-0・1歳のおはなしかい」「えほんとおぼろ-2・3歳のおはなしかい」「赤ちゃん相談絵本読み聞かせ」において、家庭での読み聞かせは子どもと保護者のコミュニケーションの一環としても有効であること等の説明は実施した。	「えほんとおぼろ-0・1歳のおはなしかい」「えほんとおぼろ-2・3歳のおはなしかい」 →資料編 2.数値実績を参照		
					1-2	教育指導課	○	「図書だより」の発行	おおねのりの頻度で、学校図書館司書が「図書だより」「図書館だより」を発行し、児童生徒、保護者に読書（読み聞かせ等含む）を呼びかけている。	図書館だよりについては市内全小中義務教育学校で発行している。		
					1-3	保育課	×			事業として実施していない。		
					1-4 (再掲3-11)	生涯学習課	○			家庭教育学級において「読書・読み聞かせ」について、保護者が学ぶ。	H17年度2回 55人 H19年度14回 254人 H21年度18回 392人 H23年度17回 307人 H25年度7回 161人 H27年度6回 216人 H29年度7回 166人 R1年度2回 140人 R3年度0回0人	H18年度7回 198人 H20年度19回 508人 H22年度17回 333人 H24年度7回 508人 H26年度9回 113人 H28年度5回 422人 H30年度4回 145人 R2年度感染症拡大により中止
					1-5	保育課	×			事業として実施していない。		
2 市立図書館における子どもの読書活動の推進			3	「おはなし会」をボランティアサークル等の協力を得ながら内容の充実を図る。	1-6	市立図書館	○	「なつやすみおはなしかい」「えほんとおぼろ-2・3歳のおはなしかい」「土曜日のおはなしかい」「社のおはなしかい」「社のふゆのおはなしかい」	2004(H16)年8月に季節のおはなし会として「なつやすみおはなしかい」を開始し、ボランティアサークルの協力を得ながら継続実施している。また、2008(H20)年3月に発達段階に応じたおはなし会として「えほんとおぼろ-2・3歳のおはなしかい」2009(H21)年度毎月第3土曜日を「おはなしかい」として英語(ストリーディング)を開始し、対象年齢や内容の拡大と売場を図った。	「なつやすみおはなしかい」 「えほんとおぼろ-2・3歳のおはなしかい」 「土曜日のおはなしかい」 「社のおはなしかい」 「社のふゆのおはなしかい」 →資料編 2.数値実績を参照		
			4	読み聞かせボランティアを養成する。	1-7	市立図書館	○	「ストリーディング研修会」「赤ちゃん相談絵本読み聞かせボランティア養成講座」	図書館の主催・共催事業で活動するボランティアの養成として「ストリーディング研修会」を実施した。また、2015(H27)年度に開始した赤ちゃん相談絵本読み聞かせで活動するボランティアの養成とスキルアップのために「赤ちゃん相談絵本読み聞かせボランティア養成講座」を実施した。学校訪問おはなし会の訪問回数が増え、ボランティアが参加する図書館内のおはなし会の回数は2004(H16)年から「なつやすみおはなしかい」が増えた。	「ストリーディング研修会」 「赤ちゃん相談絵本読み聞かせボランティア養成講座」 →資料編 2.数値実績を参照		
			5	子どもに薦めたい本のリストの作成・配布及び本の展示を行う。	1-8	市立図書館	○	ブックリスト「ぼんざい、いぢねんせい」「いいい、ほんみつけた」を毎年作成。年齢別ブックリストとして「あからちゃんも絵本が大好き」「絵本が大好き-2・3歳-」「絵本が大好き-4・5歳-」を作成、配布した。図書館本館及び公津の杜分館で定期的な展示及び季節展示を実施した。	「ブックリストの作成」 「資料展示の実施回数(本館・公津の杜分館)」 →資料編 2.数値実績を参照			

取組大区分	取組中区分	取組細区分	事項番号	取組事項	取組番号	担当課	担当課	取組事項名	取組内容	数値実績		
1 家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	(3) 子どもの健福祉施設活動の推進における		6	乳幼児健康診断等で、絵本の選び方の指導や読み聞かせを行う。	1-9	市立図書館	△	「赤ちゃん相談絵本読み聞かせ」	2015(H27)年12月から2020(R2)年1月まで、「4か月児赤ちゃん相談」において図書館司書とボランティアが絵本の読み聞かせを実施した。 ※2020(R2)年2月以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせ、資料配布のみ健康増進課に依頼している。	「赤ちゃん相談絵本読み聞かせ」 →資料編 2.数値実績を参照		
				7	家庭や地域での読み聞かせや子どもが読書を楽しむ時間を意識について啓発する。	1-10 (再掲1-12)	健康増進課	△	地区保健推進員による絵本の紹介	地区保健推進員による絵本の紹介	10か月児 赤ちゃん相談時の絵本の紹介 H27年度 12回987名 H28年度 12回929名 H29年度 12回847名 H30年度 12回863名 R1年度 12回685名 R2年度 新型コロナウイルス感染症対策のため中止 R3年度 新型コロナウイルス感染症対策のため中止	
				8	赤ちゃんと相談時に、地区保健推進員による絵本の紹介を行う。	1-11	健康増進課	○	乳児家庭全戸訪問事業(ごんごんには赤ちゃん)にて家庭訪問を行った際の絵本の紹介	令和2年度より、家庭訪問を行った家庭に対して絵本の紹介と絵本のサンプル(わかわかまん!)を配布。	乳児家庭全戸訪問事業(ごんごんには赤ちゃん)訪問数 令和2年度 881件 令和3年度 800件	
				9	各教科、特別活動、総合的な学習の時間等で学校図書館の活用を図る。	1-12 (1-10の再掲)	健康増進課	△	地区保健推進員による絵本の紹介	地区保健推進員による絵本の紹介	10か月児 赤ちゃん相談時の絵本の紹介 H27年度 12回987名 H28年度 12回929名 H29年度 12回847名 H30年度 12回863名 R1年度 12回685名 R2年度 新型コロナウイルス感染症対策のため中止 R3年度 新型コロナウイルス感染症対策のため中止	
				10	各教科、特別活動、総合的な学習の時間等で読書に親しむ態度を育成に努める。	1-13	教育指導課	○	学校図書館の活用	小学校低学年(1・2年生)は時間割の中に組み込んで「読書の時間」を設けている。中学年以降は、国語の授業内で読書する時間として来室があったり、調べ学習のために来室したりといった活用がされている。また中学校は、国語の読書についての授業や、総合的な学習の時間の調べ学習、美術の鑑賞等の内容での活用等が挙げられる。	活用している学校は市内全小中義務教育学校 R3優良・優秀学校図書館認定事業トライアルシート・ベリックシート調査において、各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用が位置付けられている学校が、小学校3校、中学校5校、おおよそ達成している小学校6校、中学校3校、義務教育学校1校、整備中の義務教育学校1校	
				11	「朝の読書活動」等の校内一斉読書を推進する。	1-14	学校給食センター	○	おはなし給食	小学校 中学校において、10月27日から11月9日までの読書週間に合わせて、本に出てくる料理が食べられる「おはなし給食」を提供している。	H29年度～R元年度 6校 実施日数不明 R2年度 6校 4日間 R3年度 6校 5日間 H29年度～R元年度 13校 実施日数不明 R2年度 10校 12日間 R3年度 10校 9日間 公津の杜小学校学校給食共同調理場 H30年度 2校 5日間 R元年度 2校 9日間 R2年度 2校 12日間 R3年度 2校 14日間	
	(4) 学校等における子どもの読書活動の推進			12	図書選定委員会による必読書・推薦図書等の選定、学校図書館だよりの発行等、読書に対する啓発を推進する。	1-15	教育指導課	○	朝の読書活動	R2年度「学校図書館の現状」に関する調査」では市内小中義務教育学校全てで実施の回答であった。	実施については、各学校の事情に応じて毎日実施、週数日実施と差異がある。	
					13	学校支援ボランティアによる読み聞かせ活動の推進、読書月間・読書週間の設定、読書月間・読書週間の実施を行う。	1-16	教育指導課	○	学校図書館だより 図書選定委員会 必読書コーナー、推薦図書コーナー	・図書館だよりの発行はすべての学校で実施。 ・R2の調査では、必読書・推薦書の設定がある学校が34校、設定がない学校1校である。(R3は大栄地区統合前のため、下総みどり1校としてカウント) ・選定委員会についても、同調査で設置している11校(小学校、中3校)設置していない123校(小16校、中6校、義務1校)	・R3調査「読書週間(旬間・月間)など、読書活動を活性化するための行事を設けている」と回答した学校は市内29校中全校 ・R2調査でボランティアによる読み聞かせ、ブックトーク等読書活動の支援」が行っている小14校 他なし。中学校は実施なし。
					14	読み聞かせに使用した本の紹介や展示、読書月間・読書週間の設定、学校図書館でのイベント、教師による本の紹介	1-17	教育指導課	○	読み聞かせに使用した本の紹介や展示 読書月間・読書週間の設定 学校図書館でのイベント 図書委員会による本の紹介	読み聞かせに使用した本の紹介や展示 読書月間・読書週間の設定 学校図書館でのイベント 図書委員会による本の紹介	

取組大区分	取組中区分	取組細区分	事項番号	取組事項	取組番号	担当課	担当課	相当課評価	取組事項名	取組内容	数値実績			
1 家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	(4) 学校等における子どもの読書活動の推進	○ 幼稚園や保育所(園)における子どもの読書活動の推進	14	絵本や童話などの読み聞かせ等により子どもや保護者が本に親しむ活動を行う。	1-18	保育課	読み聞かせ	○	日々の保育の中で年齢に応じた読み聞かせを実施した。	毎日の公立保育園13園で実施(大栄幼稚園)在園児に絵本を定期購読(月1冊)してもらい、クラスでの読み聞かせや自宅に持ち帰り家族での読み聞かせを案内。	公立保育園13園で実施			
					1-19	保育課	絵本の展示	○	クラス毎にその日の読み聞かせ等で反応の良かった絵本を、2週に1回程度、クラス毎×13園で保護者に向けて展示した。	クラス毎にその日の読み聞かせ等で反応の良かった絵本を、2週に1回程度、クラス毎×13園で保護者に向けて展示した。	公立保育園13園で実施			
					1-20	保育課	読書活動の実施	○	児童ホームで読書の時間を設け、読書活動を実施した。	児童ホームで読書の時間を設け、読書活動を実施した。	毎日、児童ホーム21施設で実施			
					1-21	保育課	子ども向けの資料の購入	○	児童ホームの児童書の蔵書を構築した。	児童ホームの児童書の蔵書を構築した。	年1〜2回、児童ホーム21施設ごとに10冊程度購入			
					1-22	子育て支援課	子育て支援	○	なかよしひろばにおける読み聞かせ(成田市子ども館、三里塚なかよしひろば、公津の杜なかよしひろば)	読み聞かせ、おはなし会	○	対象年齢・季節等に基づいた読み聞かせ等を定期的に行っている。	対象年齢・季節等に基づいた読み聞かせ等を定期的に行っている。	各年度の実施回数及び参加者数については、統計は取っていない。
					1-23	保育課	保育課	×	小・中学生が、幼稚園児や保育所(園)児に読み聞かせを行う等の異年齢交流を促して子どもが絵本等にふれる機会を拡充する。	保育課	○	事業として実施していない。		
					1-24	保育課	保育課	○	園開放で、保護者と未就園児を対象とした「おはなし会」等により読書に対する啓発を行う。	保護者と子どもへの読み聞かせ	○	園開放時に年齢に応じた読み聞かせを実施した。	園開放:13園で実施	
					1-25	教育指導課	教育指導課	△	障がいのある子どもや読書に苦手意識のある子どもへの読書活動の推進	視聴覚教材の活用 教職員による読み聞かせ等	△	特別支援学級に向けての読み聞かせの実施	特別支援学級に向けての読み聞かせの実施	【R2調査】 ・映像資料「所蔵」小5校のみ、他29校なし。 ・点字図書「所蔵」小14校、中4校、義務1校 ・拡大図書「所蔵」小5校、他なし。 ・録音図書「所蔵」小2校、他なし。 ・マルチメディアアイデアゾーン「所蔵」小1校、他なし。
					1-26	市立図書館	市立図書館	×	「読み聞かせ」「ブックトーク」	市立図書館	×	障がいのある子どもを対象とする事業としての「読み聞かせ」は実施していない。		
					1-27	市立図書館	市立図書館	×	録音図書作成 宅配サービス	市立図書館	×	障がい者サービスについて、子どもの登録や利用がなかった。		
					1-28	教育指導課	教育指導課	×	読み聞かせ 情報交換、研究協議	教育指導課	×	校内図書館教育研修の推進		
					1-29	教育指導課	教育指導課	△	学校内の体制構築	教育指導課	△	全体計画の策定		
					20	学校関係者の意識高揚	学校関係者の意識高揚	○	児童・生徒の読書活動の推進、学校図書館の活用促進を学校全体で取り組む、校内体制づくりを行う。	教育指導課	○	学校図書館に関する市内研修会への参加		
					21	学校関係者の意識高揚	学校関係者の意識高揚	△	学校図書館の活用を促す。	教育指導課	△	研修会への派遣 学校図書館を活用した指導		
													研修会については、学校図書館司書対象のものが年1回、教諭層+学校図書館司書対象の研修が年1回(成田市教育推進主催)を設定している。学校図書館司書については、特別な事情を除いては全員が出席している。	

取組大区分	取組中区分	取組細区分	事項番号	取組事項	取組番号	担当課	担当課	相当課評価	取組事項名	取組内容	数値実績
1 家庭・地域の連携による推進	(4) 学読活動の推進	○ 家庭・地域の連携による推進	22	学校が家庭・地域と連携し読書活動を進める。	1-31	保育課	○	図書貸出	幼稚園内(図書室)の本をの貸出した。	年に10回園児へ貸出している。	
					1-32 (再掲1-33)	教育指導課	○	読み聞かせに使用した本の紹介や展示 読書月間、読書週間の設定 学校図書館でのイベント 教諭による本の紹介	読み聞かせに使用した本の紹介や展示 読書月間、読書週間の設定 学校図書館でのイベント 図書委員による本の紹介	・R3調査「読書週間(旬間・月間)など、読書活動を活性化するための行事を設けている」と回答した学校は市内29校中全校 ・R2調査で「ボランティアによる読み聞かせ、ブックトーク等読書活動の支援」を行っている小14校 他なし。中学校は実施なし。 ・R3調査「読書週間(旬間・月間)など、読書活動を活性化するための行事を設けている」と回答した学校は市内29校中全校 ・R2調査で「ボランティアによる読み聞かせ、ブックトーク等読書活動の支援」を行っている小14校 他なし。中学校は実施なし。	
2 子どもの読書環境の整備・充実	(1) 市立図書館児童サービスの充実	○ 児童資料の充実	23	家庭での読書活動の習慣化について啓発する。	1-33 (1-32の再掲)	教育指導課	○	読み聞かせに使用した本の紹介や展示 読書月間、読書週間の設定 学校図書館でのイベント 教諭による本の紹介	読み聞かせに使用した本の紹介や展示 読書月間、読書週間の設定 学校図書館でのイベント 図書委員による本の紹介		
			24	分館・公民館図書館等に「はじめてであう本コーナー」を設置する。	2-1	市立図書館	○	「はじめてであう本」コーナーの設置	2013(H25)年7月に公津の杜分館、2016(H28)年4月から6月にかけてすべての公民館等図書室に「はじめてであう本コーナー」の設置を実施した。	「はじめてであう本コーナー」 H13. 3- 1館(本館) H25. 7- 2館(本館・公津の杜分館) H28. 6- 16館(本館・公津の杜分館・公民館図書室等全館)	
			25	子どもの読書の推進に努めるための「こどもの日」の5月5日の祝日を臨時開館について検討する。	2-2	市立図書館	○	祝日開館		2005(H17)年度以降も5月5日の祝日開館を継続して実施した。	
			26	年齢に応じた資料の収集と、資料の紹介を行う。	2-3	市立図書館	○	ブックリストの作成 「ほんざいちねんせい」「いいほんみつけた」 「あちやんも絵本が大好き」絵本が大好き-2・3歳-「絵本が大好き-4・5歳-」 本館・公津の杜分館での資料展示 「はじめてであう本」コーナー	「はじめてであう本」コーナーの設置、おはなし低学年「おはなし高学年」「いいほんみつけた! 中学生」等の対象年別の排架を実施した。また、各年齢・学年別のブックリストを作成、配布した。	ブックリストの作成 「資料展示の実施回数(本館・公津の杜分館)」 →資料編 2. 数値実績を参照 「はじめてであう本コーナー」 H13. 3- 1館(本館) H25. 7- 2館(本館・公津の杜分館) H28. 6- 16館(本館・公津の杜分館・公民館図書室等全館)	
			27	外国語絵本や、国際理解教育に関する資料を収集する。	2-4	市立図書館	○	外国語絵本の購入、蔵書構築 国際理解教育に関する資料の購入、蔵書構築		外国語絵本の収集について、総数は2003(H15)年度の約2千点から約3千点に増加した。	「外国語絵本の所蔵数」 →資料編 2. 数値実績を参照
			28	「学校訪問おはなし会」を全学年実施を研究する。	2-5	市立図書館	○	「学校訪問おはなし会」の実施		2008(H20)年度から5年生及び6年生も含めた全学年を対象として実施した。	「学校訪問おはなし会」 →資料編 2. 数値実績を参照
			29	移動図書館車による学校訪問貸出したについて、今後の在り方の検討を進める。	2-6	市立図書館	○	学校訪問貸出		図書館から遠い地域として三里塚・本城・公津小の3校を訪問していた。1997(H9)年には公津小に代わって遠山小が対象となって継続し、学校の近隣に三里塚コミュニティセンターが開館することから、2005(H17)年3月で終了した。	学校訪問貸出の統計 →資料編 2. 数値実績を参照
		○ 児童に対する充実の充実	30	三里塚コミュニティセンター図書室の開室時には、児童向けの図書を増やす。	2-7	市立図書館	○	三里塚コミュニティセンター図書室蔵書構築	三里塚コミュニティセンター図書室の蔵書は、児童書の割合が全体の半分近く(47%)を占め、利用に供している。	「三里塚コミュニティセンター図書室蔵書統計」 →資料編 2. 数値実績を参照	

取組大区分	取組中区分	取組細区分	事項番号	取組事項	取組番号	担当課	担当課	担当課評価	取組事項名	取組内容	数値実績			
2 子どもの読書環境の整備・充実	(1) 市立図書館児童サービスの充実	○ 総合的な学習の場としての活用	31	子どもに辞典類の使い方を指導し、調べるテーマを広い視野で捉え、複数の資料から回答を導き出す方法を助言する。	2-8	市立図書館	×	辞典類の使い方、目次や索引の見方等の指導	事業として実施していない。					
			32	調べ学習において市立図書館が有効に利用されるよう各学校との情報交換等を行い、連携を図る。	2-9	市立図書館	×	学校との情報交換	事業として実施していない。					
		○ 職員研修の対象とした	33	司書の資質向上に資する研修会に参加させる。	2-10	市立図書館	○	司書の研修会への参加	千葉県立図書館、千葉県公共図書館協会、日本図書館協会、公益財団法人東京子ども図書館等が主催する児童サービスに係る研修会、講座等に司書が参加した。	研修会参加の内訳については、資料編 2. 数値実績を参照				
			34	市立図書館司書、司書教諭、学校図書館司書が会場で開催する同研修会の充実を図る。	2-11 (再掲2-22)	市立図書館	○	学校図書館司書等及び市立図書館司書合同研修会	「学校図書館司書等及び市立図書館司書合同研修会」は、図書館と教育指導課が協議の上で講師・テーマを選定し、継続して実施した。	「学校図書館司書等及び市立図書館司書合同研修会」→資料編 2. 数値実績を参照				
		○ 設備の整備・備置・施設等の充実	○ 設備の整備・備置・施設等の充実	35	子ども向けの読書検索システムを整備する。	2-13	市立図書館	○	取組事項名 蔵書検索システムの充実	「学校図書館司書等及び市立図書館司書合同研修会」は、図書館と教育指導課が協議の上で講師・テーマを選定し、継続して実施した。	R3学校図書館司書の出席率は100%			
				36	資料の整備・充実を進める。	2-14	教育指導課	△	選書	選書基準の策定	[R2調査] 「選書基準を策定している」小13校、中2校、義務1校			
				37	児童・生徒が快適に読書活動を行える空調設備等施設面での環境の整備に努める。	2-15	学校施設課	○	校舎の新築時や大規模改修時には、児童生徒が使用しやすい配置や環境となるよう整備を行います。	大栄みらい学園の図書室は昇降口の近くで、利用しやすい場所に整備した。また、公津小学校の大規模改修工事では、図書室の位置を校舎の中心部に移動した。	R3 大栄みらい学園(新築)・公津小学校(大規模改造)			
		○ 学校情報化図書館の	(2) 学校図書館の整備・充実	○ 学校情報化図書館の	38	学校図書館ネットワークシステムにより他校の蔵書検索ができるようにし、学校図書館から市立図書館の蔵書検索できるようネットワーク化を図る。	2-16	教育指導課	○	学校図書館と市立図書館のネットワーク化	ホームページからの市立図書館蔵書の検索	ホームページからの市立図書館蔵書の検索	全校でネット環境が整っており、検索可能	
					39	学校と学校、学校と市立図書館の間における図書資料の配送方法等、配送サービスの構築に関する調査・検討を行う。	2-17	市立図書館	○	学校図書館と市立図書館のネットワーク化	配送サービス	事業として実施していない。		
				○ 学校情報化図書館の	(2) 学校図書館の整備・充実	○ 学校情報化図書館の	39	学校と学校、学校と市立図書館の間における図書資料の配送方法等、配送サービスの構築に関する調査・検討を行う。	2-18	教育指導課	×	配送サービス	配送サービスの構築に関する調査・検討は実施できなかった。	
	39						学校と学校、学校と市立図書館の間における図書資料の配送方法等、配送サービスの構築に関する調査・検討を行う。	2-19	市立図書館	×	配送サービス	配送サービスの構築に関する調査・検討は実施できなかった。		

取組大区分	取組中区分	取組細区分	事項番号	取組事項	取組番号	担当課	担当課	取組事項名	取組内容	数値実績	
3	(3) 各種情報の収集・提供		44	子どもの読書活動に関する情報の収集、提供に努める。	3-9	市立図書館	×	子どもの読書活動に関する情報の収集と提供	事業として実施していない。		
					3-10	保育課	×		事業として実施していない。		
					3-11 (1-4の再掲)	生涯学習課	○	家庭教育学級開催	家庭教育学級において「読書・読み聞かせ」について、保護者が学ぶ。	H17年度2回 55人 H18年度7回 198人 H19年度14回 254人 H20年度19回 508人 H21年度18回 392人 H22年度17回 333人 H23年度17回 307人 H24年度71回 508人 H25年度7回 161人 H26年度9回 113人 H27年度6回 216人 H28年度5回 422人 H29年度7回 166人 H30年度4回 145人 R1年度2回 140人 R2年度感染症拡大により中止 R3年度0回 0人	
					3-12	健康増進課	×		事業として実施していない。		
					3-13	子育て支援課	○	広報誌の発行、ホームページへの情報掲載	ななかよしひろはだよりの発行 子育て応援サイトへの情報掲載	「成田市子ども館」三里塚ななかよしひろはだよりの柱ななかよしひろはだよりにおいて、それぞれ「ななかよしひろはだよりの発行」を策行し、ななかよしひろはだよりの情報掲載している。 2016年から、ななきた子育て応援サイトへななかよしひろはだよりの発行されるイベント情報の掲載を開始した。	
					3-14	教育指導課	×		事業として実施していない。		
					3-15	市立図書館	×	関係機関、団体等の連携・協力関係の強化	協議の場の構築等、体制づくりに至らなかつた。		
					3-16	保育課	×		事業として実施していない。		
					3-17	健康増進課	×		事業として実施していない。		
					3-18	教育指導課	×		事業として実施していない。		
	(4) 推進体制の整備			45	教育委員会が中心となり家庭、学校、地域が一体となった取組を進める。	3-19	市立図書館	×		事業として実施していない。	
						3-20	保育課	×		事業として実施していない。	
						3-21	健康増進課	×		事業として実施していない。	
						3-22	教育指導課	×		事業として実施していない。	
						46	読書活動の推進体制の整備に努める。				

第3章 子どもの読書環境を取り巻く状況の変化

1. 子どもの読書環境に係る法令等について

市第1次計画を策定した2004(平成16)年以降、国は、子どもの読書活動の推進に関連する法の整備や、計画の策定等を行いました。主要なものに、以下のものがあります。

西暦	和暦	国	千葉県	成田市	法令改正等
2000	H12				「子ども読書年」
2001	H13	法施行			「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」公布・施行2001.7.18
2002	H14	第1次	第1次	第1次	学校図書館図書整備5か年計画による図書資料の計画的整備(公立義務教育諸学校について、2002年度から毎年約130億円、5年間総額約650億円の地方交付税措置)
2003	H15				
2004	H16				
2005	H17				
2006	H18				
2007	H19	第2次	第2次	第2次	「文字・活字文化振興法」公布・施行2005.7.29
2008	H20				「教育基本法」改正・公布・施行2006.12.22(59年ぶり改正)、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」2006.12.20施行
2009	H21				「学校教育法」改正2007.6.20
2010	H22				「学校教育法」施行2008.4.1、「社会教育法」「図書館法」改正・公布・施行2008.6.11
2011	H23	第3次	第3次	第3次	「国民読書年」
2012	H24				「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」改正・施行2012.12.19
2013	H25				「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定2013.6
2014	H26	第4次	第4次	第4次	
2015	H27				「学校図書館法の一部を改正する法律」施行2015.4.1
2016	H28	第4次	第4次	第4次	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行2016.4.1
2017	H29				
2018	H30				
2019	R1				「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」制定・公布・施行2019.6.28
2020	R2				「GIGAスクール構想」2020年度に前倒し(当初2019年度から5か年計画)
2021	R3				「成田市立図書館サービス計画」2021-2030
2022	R4				
2023	R5				
2024	R6			第2次(予定)	
2025	R7				
2026	R8				
2027	R9				

- 文字・活字文化振興法(2005(平成17)年法律第91号)の制定

文字・活字文化は、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識・知恵の継承と向上や豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものです。文字・活字文化振興法は、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。

- 教育基本法の全部改正(2006(平成18)年法律第120号)

教育基本法の制定から半世紀以上が経ち、その間教育を取り巻く環境は大きく変わりました。新しい時代の教育の基本理念を示し、生涯学習の理念を規定すること及び教育の実施に関する基本として新たに大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育を規定し、また、学校・家庭・地域での住民等の相互の連携・協力を規定する等を行っています。

- 学校教育法等の一部を改正する法律(2007(平成19)年法律第96号)の施行

2006(平成18)年の教育基本法の改正を踏まえ、義務教育として行われる普通教育の目標を定めました。学校教育法第21条第5項に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

- 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の全部改正(2012(平成 24)年文部科学省告示第 172 号)

地域の課題に対応したサービスの充実に努めることや、児童・青少年、乳幼児とその保護者を含む様々な利用者に対応したサービスの充実に努めること、図書館相互の連携に加え、国立国会図書館、議会図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、民間団体等との連携にも努めるものと全部改正されました。

- 学校図書館法の一部を改正する法律(2014(平成 26)年法律第 93 号)の施行
学校図書館の改善及び向上を図り、児童・生徒及び教員による学校図書館の利用促進のため学校司書を置くよう努めるとともに、国及び地方自治体は学校司書の資質の向上を図るための研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めると規定されました。

- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(2019(令和元)年法律第 49 号)(以下「読書バリアフリー法」という。)の制定

障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定めたもので、国は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を2020(令和 2)年 7 月に策定しています。

- 学習指導要領等の改訂

子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することや、社会に開かれた教育課程を重視しています。知識の理解の質を高め、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの学習過程の質的改善を図っています。

また、学習の基盤となる言語能力を育成するため、学校図書館を計画的に利用し、授業改善に生かすとともに、児童の自主的・自発的な学習や読書を充実させることや地域の図書館等の活用を図り学習活動を充実させることとし、また、学校図書館が、児童が落ち着いて読書ができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることとしています。

- 学校図書館図書整備等 5 か年計画

国は、1993(平成 5)年に学校図書館図書標準を定め、その達成に向けて累次の「学校図書館図書整備 5 か年計画」を策定し、取組を推進してきました。2022(令和 4)年度から2026(令和 8)年度までを対象とする第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」では、学校図書館への新聞の複数紙配備(小学校等 2 紙、中学校等 3 紙、高等学校等 5 紙)を図っています。

2.国及び千葉県の第2次計画以降の取組等について

(1) 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の変遷

国は、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第1次)」の取組・成果や課題、その後の情勢の変化等を踏まえ、2008(平成20)年3月に主要施策に具体的な数値目標を設け、家庭・地域・学校の取組に再構成し、国・地方公共団体・家庭・地域・学校等の連携を強化し、社会全体で子どもの読書活動を推進していくことの必要性を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第2次)」を策定しました。

2013(平成25)年5月に策定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第3次)」では、「学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向」である「不読率」について、10年間で半減とすることを目標としました。また、第4次「学校図書館図書整備5か年計画」(2012(平成24)年-2016(平成28)年)を受け、学校図書館への新聞配備の充実を促すことや、学校図書館担当職員の更なる配置と、研修の実施等の取組についての重要性についても明記しました。

2018(平成30)年4月策定の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第4次)」では、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向にある一方で、高校生の不読率が依然として高い状況であることを大きな課題として挙げています。その要因は、中学生までの読書習慣の形成が不十分であることと、高校生になり読書の関心度合いが低下していることに大別されるとして、発達段階に応じた取組を切れ目なく行っていくこと、友人同士で本を薦め合う等、読書への関心を高める取組を充実させること等の方針が具体的に示されました。また、情報通信技術(ICT)を利用する時間が増加傾向にあることを踏まえ、スマートフォンの普及等による子どもの読書環境への影響の可能性についても言及しています。

(2) 千葉県の「千葉県子どもの読書活動計画」の変遷

千葉県は、2010(平成22)年3月に「千葉県子どもの読書活動推進計画(第2次)」を策定し、子どもの読書活動の推進状況を把握するために、(1)公立図書館等の児童書貸出冊数、(2)学校図書館図書標準を達成している学校の割合、(3)公立図書館等と連携している学校の割合、(4)ボランティアと連携・協力している学校の割合、(5)ブックスタート実施市町村の割合、(6)市町村の「子どもの読書活動推進計画」策定率、以上の6つの目標数値を定めました。

2015(平成27)年3月に策定された「千葉県子どもの読書活動推進計画(第3次)」では、「子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる 読書県「ちば」の推進」を基本理念とし、基本方針を(1)読書に親しむ機会の充実、(2)読書環境の整備、(3)普及啓発活動の推進としました。目標とする数値として、(1)読書の好きな子どもの割合、不読率(1か月に1冊も本を読まない児童・生徒)の割合、(2)市町村の子ども読書活動推進計画策定率、(3)学校図書館図書標準を達成している学校の割合、図書館等と連携している学校の割合、(4)ブックスタート実施市町村の割合、(5)市町村立図書館等におけるボランティアの登録者数、ボランティアと連携・協力している学校の割合、図書館あるいは教育委員会が加わり学校関係者と子どもの読書の推進について協議する機会がある市町村の割合を挙げました。

2020(令和2)年2月に策定された「千葉県子どもの読書活動推進計画(第4次)」では、

「すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』」の推進～子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる読書活動の推進～」を基本理念とし、「読書の好きな子どもの減少」と「年齢(学年)が上がるにつれての読書機会の減少」の課題については、基本方針の1つ目の「社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進」として、発達段階別アプローチによる取組を進めることとし、また、「学校図書館の整備」や、「公立図書館と学校の連携」、「子どもの読書活動の推進について協議する機会の確保」の課題に対しては、基本方針の2つ目の社会全体での「読書環境の整備と連携体制の構築」による取組を進めることとしています。

また、「千葉県子どもの読書活動推進計画(第3次)」において実施率100%となった「ブックスタート事業」に加え、更に上の年齢の子どもを対象とした「セカンドブック事業^{※10}」についても積極的に推進するとしています。

情報通信手段の普及・多様化による子どもの読書活動への影響については、「幼い頃から絵・文字・文章に慣れさせるという働きかけがとても大切になってきます。多くの情報の中から必要な情報を自分で取捨選択していけるような経験を幼い頃から積まなければ、その後、インターネット等の情報を上手に扱うことはできない」とし、情報リテラシーの重要性、情報モラル教育の充実を挙げた学習指導要領を踏まえ、(1)タブレット端末等ICTを活用した調べ学習の実施、(2)インターネットを利用した読書情報の有効活用、(3)電子図書館の利用、を子どもと本をつなぐ、新しいきっかけになるとして活用していく必要性を示しています。

※10 セカンドブック事業:おおむね3歳から就学前の子どもを対象に、読書への関心を高め、読書習慣の継続を目的とした取組のこと。

第4章 子どもの読書活動の実態調査

1. 調査の概要

本調査は、第2次成田市子どもの読書活動推進計画を策定するにあたり、市内の子どもの読書活動の実態を把握し、策定のための基礎資料を得ることを目的として、市内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校の児童・生徒にアンケート調査を実施しました。

なお、このアンケート調査における「本」には、紙の本のほか、電子書籍^{※11}も含むものとし、教科書や参考書、漫画、雑誌は含まないものとしています。

2. 調査対象者

調査区分	調査対象者
小学6年	小学校6年生(7校) 義務教育学校(前期課程)6年生(1校)
中学3年	中学校3年生(3校) 義務教育学校(後期課程)9年生(1校)
高校2年	市内の高等学校2年生(2校)

中学校区を基に地域バランスを考慮し、遠山地区、ニュータウン地区、下総・大栄地区から遠山中学校、中台中学校、玉造中学校、大栄みらい学園(後期課程)の4校を対象としました。

また、それらの中学校区にある小学校から、中学生の調査数と揃うように、三里塚小学校、向台小学校、加良部小学校、玉造小学校、中台小学校、神宮寺小学校、本城小学校、大栄みらい学園(前期課程)の8校を対象としました。

高等学校については、市内に学校がある千葉県立成田国際高等学校、千葉県立成田北高等学校の2校を対象としました。

※高校2年の調査は、成田市民であるかを問わず、調査対象校在校生に行いました。

3. 調査期間

2022(令和4)年7月1日～9月5日

4. 回収結果

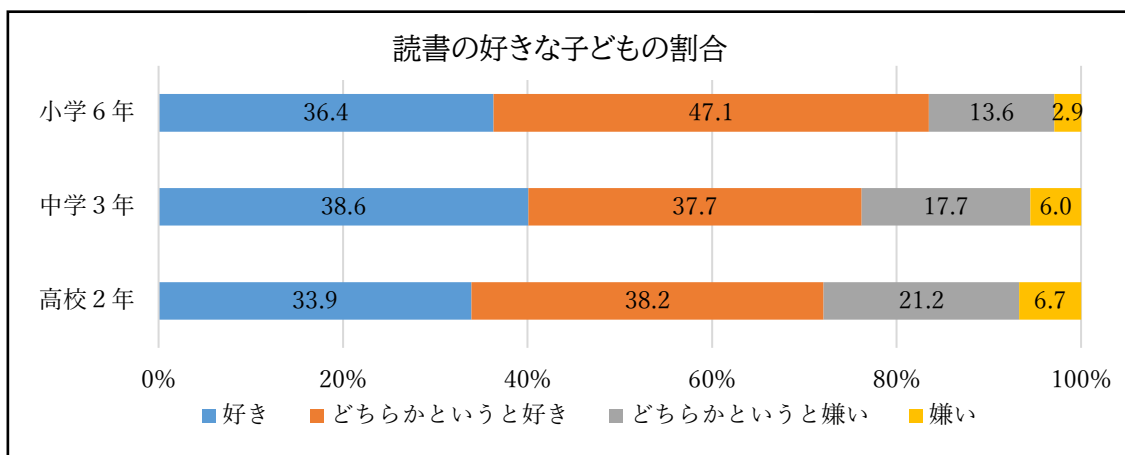
調査区分	依頼数	回収数	回収率
小学6年	426人	412人	96.7%
中学3年	387人	345人	89.1%
高校2年	521人	519人	99.6%

※11 電子書籍: 図書の形で出版されていた著作物を、電子メディアを用いて出版したもの。表示方式や出力方式を変更できる、コンピュータや専用の機械等がなければ読むことができない等の特徴がある。

5.調査の結果

(1) あなたは、本を読むことが好きですか。(単数回答)

「好き」と「どちらかという好き」を合わせた児童・生徒の割合は、年齢が上がるにつれて低くなっています。



読書の好きな子どもの割合

調査区分	割合
成田市	2022年度調査
小学6年	83.5%
中学3年	76.3%
高校2年	72.1%

読書の好きな子どもの割合

調査区分	割合
千葉県	2018年度調査
小学6年	75.7%
中学3年	71.2%
高校2年	73.1%

「千葉県子どもの読書活動推進計画(第4次)」

(2) あなたは、6月の1か月間に、本を何冊読みましたか。

1か月間に読んだ本の冊数の平均値では、小学6年と中学3年では、1か月間に50冊以上の本を読んだ児童・生徒がいたため、平均冊数が引き上げられています。

また、1か月間に1冊も本を読まない児童・生徒の割合(不読率)は、年齢が上がるにつれて高くなっています。

読書量

調査区分	中央値	平均値
小学6年	8冊	12.5冊
中学3年	2冊	5.1冊
高校2年	0冊	1.2冊

成田市の不読率

調査区分	割合
成田市	2022年度調査
小学6年	5.6%
中学3年	13.9%
高校2年	56.1%

千葉県の不読率

調査区分	割合
千葉県	2018年度調査
小学6年	18.0%
中学3年	29.1%
高校2年	45.9%

「千葉県子どもの読書活動推進計画(第4次)」

(3) (2)で読んだ本が「0冊」と答えた人に聞きます。あなたが本を読まなかった理由は何ですか。(複数回答)

選択肢	小学6年	中学3年	高校2年
インターネット、動画を見るのに時間を使ったから	43.5%	56.3%	57.7%
勉強、塾、習い事、部活動、遊びなどで忙しかったから	43.5%	45.8%	54.3%
文字を読むのが苦手だから	39.1%	39.6%	15.8%
読みたい分野はあるが、本が見つからない。本が出ているかわからなかったから	13.0%	4.2%	3.4%
本を読む気はあるが、どんな本を読んでいいかわからないから	4.3%	4.2%	8.6%
その他 自由筆記	26.1%	14.6%	5.5%
無回答	0.0%	0.0%	0.7%

自由筆記

小学6年

- ・本が嫌いだから
- ・興味がなかったから
- ・めんどくさい
- ・ゲームの時間が多い
- ・漫画を読んでいるから

中学3年

- ・本が嫌いだから
- ・本に興味がない。読む気がない
- ・めんどくさい
- ・テレビを見るのに時間を使ったから
- ・読むのが遅いから
- ・本を読んでも楽しいと思わない

高校2年

- ・本に興味がない
- ・読もうと思わない
- ・めんどくさい
- ・時間がない
- ・漫画を読んでいた
- ・お金がなかった

(4) あなたは、読みたい本をどのようにして手に入れますか。(複数回答)

選択肢	小学6年	中学3年	高校2年
家に本がある	63.6%	51.5%	31.1%
学校図書館で借りる	61.5%	44.9%	6.2%
本屋やインターネット、電子書籍を買う・買ってもらう	50.4%	74.1%	91.1%
市の図書館で借りる	32.9%	16.6%	17.2%
友だち・きょうだいから借りる	15.1%	17.3%	9.9%
その他 自由筆記	2.7%	0.1%	0.8%

自由筆記

小学6年

- ・アプリを使って小説を読む

中学3年

- ・先生から借りる
- ・もらう

高校2年

- ・家族から借りる
- ・立ち読み

(5) あなたは、6月の1か月間に、漫画(漫画雑誌を含む)を何冊読みましたか。

(6) あなたは、6月の1か月間に、雑誌を何冊読みましたか。

漫画の平均値では、1か月間に50冊以上を読んだ児童・生徒がいたため、平均冊数が引き上げられています。

雑誌の平均値では、1か月間に5冊以上を読んだ児童・生徒がいたため、平均冊数が引き上げられています。

漫画と雑誌の読書量

調査区分	漫画		雑誌	
	中央値	平均値	中央値	平均値
小学6年	5冊	16冊	0冊	1.7冊
中学3年	3冊	14冊	0冊	0.7冊
高校2年	2冊	6冊	0冊	0.5冊

6.分析

1か月間に1冊も本を読まない児童・生徒で、更に漫画と雑誌のどちらについても1冊も読まなかった割合(回収数全体に対する割合)を分析したところ、小学6年で1.5%、中学3年で7.3%、高校2年では24.7%でした。

不読率

調査区分	本の不読率	本・漫画・雑誌 の不読率
小学6年	5.6%	1.5%
中学3年	13.9%	8.1%
高校2年	56.1%	24.7%

本の不読率は、年齢が上がるにつれて、高くなっています。更に本調査における「本」以外の活字媒体である漫画と雑誌のどちらについても1冊も読まない児童・生徒の割合は、年齢が上がると本の不読率の半分近くを占めるようになっています。

このため、読書習慣の形成を早い段階から促すための発達段階ごとの取組と、読書への関心を高める取組を充実させていくことが必要となっています。

第5章 基本的な方針

市第2次計画では、市第1次計画の取組や課題を踏まえ、また、第2次から第4次までの国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の基本的方針や千葉県の「千葉県子どもの読書活動推進計画」の理念・基本方針に基づき、次のように基本理念及び基本方針を定めます。

1.基本理念

子ども時代の読書習慣の確立が、次の時代に必要となる資質・能力を育む

読書は、読解力や想像力、思考力、表現力等を養い、また、自ら学ぶ楽しさや知る喜び、探求心、真理を求める態度が養われます。

また、これからの社会においては、変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題解決していく力や、生涯に渡って学び続ける力が求められています。そのため、読書習慣を子ども時代に確立することが必要です。

※「子ども時代」とは、0歳からおおむね18歳までの時期を指しています。

2.基本方針

(1) 子どもが読書への関心を高める取組を推進します。

家庭、地域、学校等において、発達段階に応じた子どもの読書への関心を高める取組を実施し、本に親しむ習慣の定着を図ります。

(2) 子どもの読書環境を整えます。

全ての子どもが気軽に本を手にとったり、本を使って調べたりすることができる読書環境づくりを推進します。

(3) 家庭、地域、学校等の連携体制を構築します。

家庭、地域、学校等が連携し、情報、人材、本のネットワークを構築します。

3.子どもの読書活動に係る目標数値

(1) 読書の好きな児童・生徒の割合

対象	現状 (2022年度)	目標 (2027年度)	県現状 (2018年度)	県目標 (2024年度)
小学6年	83.5%	85%	75.7%	80%
中学3年	76.3%	80%	71.2%	80%
高校2年	72.1%	80%	73.1%	80%

(2) 1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合(不読率)

対象	現状 (2022年度)	目標 (2027年度)	県現状 (2018年度)	県目標 (2024年度)
小学6年	5.6%	4%	18.0%	8%
中学3年	13.9%	10%	29.1%	20%
高校2年	56.1%	35%	45.9%	35%

(3) 1か月当たりの児童・生徒の読書量(冊数)

対象	現状(2022年度)	目標(2027年度)
小学6年	8冊	9冊
中学3年	2冊	3冊
高校2年	0冊	1冊

(4) 学校図書館及び市立図書館で子どもが借りた本の冊数

施設	現状(2021年度)	目標(2027年度)
学校図書館	563,561冊	600,000冊
市立図書館	207,024冊	220,000冊

※市立図書館は、0歳から18歳までの子どもが借りた資料冊数で集計します。

(5) 市立図書館の団体貸出の貸出冊数

施設	現状(2021年度)	目標(2027年度)
小中学校	1,233冊	2,000冊
保育所・幼稚園等	850冊	1,000冊

(6) 連携体制の整備による会議の開催回数

	現状(2021年度)	目標(2027年度)
会議開催数	0回	2回

※推進本部会議及び関係者会議を開催します。

第6章 具体的な取組

計画の推進にあたり、3つの基本方針を更に「家庭」、「地域」、「学校等」、「行政」の項目に分けて細分化し、計64件の取組を進めていきます。

なお、「地域」では、市立図書館、子育て支援施設での取組をまとめ、「学校等」では、小学校、中学校、保育所、幼稚園での取組をまとめています。また、「読書バリアフリー法に応じた資料」には、「学習障害^{※12}を支援する資料」や「外国語を母語とする子ども向け外国語資料」を含まないものとしします。

取組の構成

1. 子どもが読書への関心を高める取組の推進	30 取組
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	7 取組
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	13 取組
(3) 学校等における読書活動の推進	10 取組
2. 子どもの読書環境の整備	17 取組
(1) 家庭における読書環境の整備	2 取組
(2) 地域における読書環境の整備	6 取組
(3) 学校等における読書環境の整備	9 取組
3. 家庭、地域、学校等の連携体制の構築	17 取組
(1) 家庭における読書活動推進に係る連携・協力	8 取組
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	3 取組
(3) 学校等における読書活動の推進	3 取組
(4) 行政における推進体制の整備	3 取組
合計	64 取組

※12 学習障害:知的発達に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」といった能力についてなかなか習得、又は、うまく発揮できないことで学习上、様々な困難に直面している状態を指す。

1.子どもが読書への関心を高める取組の推進

家庭、地域、学校等において、発達段階に応じた子どもの読書への関心を高める取組として読み聞かせ、ブックリスト・推薦図書の紹介等を進めていきます。

1-(1) 家庭における子ども読書活動の推進

実施区分	新規	名称	ブックスタート事業
取組番号	1-1-1 (再掲 2-1-1)		
内容	絵本の読み聞かせ及び配布 ※備考:開始 2023(R5)年度予定		
対象	保護者、乳幼児		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	絵本の配布率(配布数/対象者数)		
連携先	子育て支援課、健康増進課		

実施区分	新規	名称	セカンドブック事業
取組番号	1-1-2 (再掲 2-1-2)		
内容	絵本の読み聞かせ及び配布 ※備考:ブックスタート開始後に検討予定		
対象	保護者、幼児		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	絵本の配布率(配布数/対象者数)		
連携先	子育て支援課、健康増進課		

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
取組番号	1-1-3 (再掲 3-1-2)		
内容	園児に人気の本、おすすめの本をクラスに掲示		
対象	保護者、園児		
担当	保育課		
実施主体	公立保育園		
評価基準	実施回数		
連携先			

実施区分	新規	名称	保護者への情報提供
取組番号	1-1-4 (再掲 3-1-3)		
内容	マチコミ ^{※13} や園だよりを通じた保護者への情報提供		
対象	保護者、園児		
担当	保育課		
実施主体	公立保育園		
評価基準	実施回数		
連携先			

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
取組番号	1-1-5 (再掲 3-1-4)		
内容	マチコミや園だよりを通じた保護者への情報提供		
対象	保護者、園児		
担当	保育課		
実施主体	大栄幼稚園		
評価基準	実施回数		
連携先			

実施区分	継続	名称	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん) ^{※14}
取組番号	1-1-6		
内容	家庭訪問を行った家庭に対して絵本の紹介と絵本のサンプルを配布		
対象	保護者、乳児		
担当	健康増進課		
実施主体	健康増進課		
評価基準	家庭訪問数		
連携先			

※13 マチコミ:教員と保護者の負担を軽減するため、学校と保護者間の連絡をデジタル化した連絡網サービスのこと。

※14 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん):生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等や、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う事業のこと。

実施区分	継続	名称	家庭教育学級 ^{※15}
取組番号	1-1-7 (再掲 3-1-7)		
内容	家庭教育学級での情報提供		
対象	園児・児童・生徒の保護者		
担当	生涯学習課		
実施主体	各園・学校の家庭教育学級運営委員会		
評価基準	家庭教育学級での取り扱い回数、参加人数		
連携先	家庭教育学級運営委員会委員長または主事		

※15 家庭教育学級:保護者が、家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもへの接し方、教育上の留意点等について学び、一定期間にわたって、計画的に、継続して学習する場のこと。

1-(2) 地域における子ども読書活動の推進

実施区分	継続	名称	おはなし会の実施
取組番号	1-2-1		
内容	発達段階に応じたおはなし会を定期的実施		
対象	保護者、乳幼児、小学生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	実施回数		
連携先			

実施区分	継続	名称	職場体験 ^{※16} の受入れ
取組番号	1-2-2		
内容	職場体験・インターンシップを通して図書館の仕事を学ぶ機会を提供		
対象	小学生、中学生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	受入学校数、児童・生徒数		
連携先	小学校、中学校		

実施区分	継続	名称	町探検 ^{※17} の受入れ
取組番号	1-2-3		
内容	町探検を通して図書館への関心を高める。		
対象	小学生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	受入学校数、児童・生徒数		
連携先	小学校		

※16 職場体験：生徒が事業所等の職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動のこと。

※17 町探検：小学校の生活科の授業の一環として、地域にある施設・店舗等の見学や、働いている人々へのインタビューを通して、地域の様々な場所に親しみや愛着をもち、人々と適切に接したり、安全に生活したりしようとする態度を育てる学習活動のこと。

実施区分	継続	名称	子ども向け図書館講座の開催
取組番号	1-2-4		
内容	子どもを対象とした図書館講座を実施する。		
対象	小学生、中学生、高校生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	開催回数、参加者数		
連携先	小学校、中学校、高等学校		

実施区分	継続	名称	ブックリストの配布
取組番号	1-2-5		
内容	発達段階に応じたブックリストを作成及び配布し、読書への興味を高める。		
対象	保護者、乳幼児、小学生、中学生、高校生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	ブックリストの発行回数		
連携先	小学校、中学校、高等学校		

実施区分	継続	名称	子ども向けレファレンスの実施
取組番号	1-2-6		
内容	レファレンスにより図書館の利用を促進する。		
対象	幼児、小学生、中学生、高校生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	子どもからのレファレンスの処理件数		
連携先	小学校、中学校、高等学校		

実施区分	継続	名称	団体・学校向けの除籍した資料のリサイクルの実施
取組番号	1-2-7		
内容	除籍資料のリサイクルを実施		
対象	保育所、幼稚園、児童ホーム、小学校、中学校		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	配布団体数、配布冊数		
連携先	子育て支援課、保育課、健康増進課、生涯学習課、小学校、中学校		

実施区分	継続	名称	出張おはなし会の実施
取組番号	1-2-8		
内容	学校に出張おはなし会・ブックトーク※18を行う。		
対象	小学校、中学校		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	実施学校数、学級数、児童・生徒数		
連携先	小学校、中学校		

実施区分	継続	名称	子ども向けの図書館利用案内の配布
取組番号	1-2-9		
内容	新規登録者に子ども向けの図書館利用案内の配布を行う。		
対象	保護者、幼児、小学生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	配布点数		
連携先	小学校		

実施区分	新規	名称	電子書籍サービスの推進
取組番号	1-2-10		
内容	子ども向けの電子書籍サービスの利用を促進する。		
対象	保護者、小学生、中学生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	児童書の貸出点数		
連携先	教育指導課、小学校、中学校		

実施区分	継続	名称	おはなし会・読み聞かせの実施
取組番号	1-2-11		
内容	なかよしひろばで年代に応じたおはなし会や読み聞かせを実施する。		
対象	保護者、幼児		
担当	子育て支援課		
実施主体	成田市子ども館なかよしひろば、三里塚なかよしひろば、公津の杜なかよしひろば		
評価基準	実施回数		
連携先			

※18 ブックトーク:相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。

実施区分	継続	名称	読書活動の実施
取組番号	1-2-12		
内容	児童ホームで読書の時間を設け、読書活動を実施する。		
対象	小学生		
担当	保育課		
実施主体	児童ホーム		
評価基準	実施回数		
連携先			

実施区分	継続	名称	おはなし会の実施
取組番号	1-2-13		
内容	保健福祉館でボランティアグループによるおはなし会を定期的実施する。		
対象	未就学児		
担当	健康増進課		
実施主体	成田市ボランティアセンター		
評価基準	実施回数		
連携先	成田市ボランティアセンター		

1-(3) 学校等における読書活動の推進

実施区分	継続	名称	朝の読書活動 ^{※19} の実施
取組番号	1-3-1		
内容	朝の読書活動を実施する。		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	小学校、中学校		
評価基準	小学校、中学校での実施率		
連携先			

実施区分	継続	名称	学校図書館を利用した調べ学習の実施
取組番号	1-3-2		
内容	調べ学習の推進		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	小学校、中学校		
評価基準	小学校、中学校での実施回数		
連携先			

実施区分	継続	名称	学校図書館への新聞の複数紙配備
取組番号	1-3-3		
内容	学校図書館への新聞の複数紙配備(小学校 2 紙、中学校3紙)		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	教育指導課		
評価基準	小学校、中学校での複数紙配備の達成校数		
連携先			

実施区分	継続	名称	読み聞かせの実施
取組番号	1-3-4		
内容	読み聞かせの実施		
対象	小学生		
担当	教育指導課		
実施主体	小学校		
評価基準	実施回数		
連携先			

※19 朝の読書活動:学校において毎朝始業前 10 分程度の時間を利用して、全校の児童生徒と教師が一斉に自分の好きな本を読むという読書推進活動のこと。

実施区分	継続	名称	ブックトークの実施
取組番号	1-3-5		
内容	ブックトークの実施		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	小学校、中学校		
評価基準	実施回数		
連携先			

実施区分	新規	名称	ビブリオバトル ^{※20} の実施
取組番号	1-3-6		
内容	ビブリオバトルの実施		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	小学校、中学校		
評価基準	実施校数		
連携先			

実施区分	新規	名称	必読書・推薦図書の紹介
取組番号	1-3-7		
内容	必読書・推薦図書の紹介		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	小学校、中学校		
評価基準	実施率		
連携先			

実施区分	継続	名称	おはなし給食
取組番号	1-3-8		
内容	小学校、中学校において、10月27日から11月9日までの読書週間に合わせて、本に出てくる料理が食べられる「おはなし給食」を提供する。		
対象	小学生、中学生		
担当	学校給食センター		
実施主体	学校給食センター、小学校、中学校		
評価基準	実施回数		
連携先			

※20 ビブリオバトル: 発表者が読んで面白いと思った本を1人5分程度で紹介し、全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動のこと。

実施区分	継続	名称	読み聞かせの実施
取組番号	1-3-9		
内容	保育所で年齢に応じた読み聞かせを定期的の実施する。		
対象	園児		
担当	保育課		
実施主体	公立保育園		
評価基準	実施回数		
連携先			

実施区分	継続	名称	おはなし会の実施
取組番号	1-3-10		
内容	大栄幼稚園で年代に応じたおはなし会を定期的(月1回)に実施する。		
対象	保護者、園児		
担当	保育課		
実施主体	大栄幼稚園		
評価基準	実施回数		
連携先			

2.子どもの読書環境の整備

全ての子どもが気軽に本を手にとったり、本を使って調べたりすることができる読書環境づくりを推進する取組として、図書の充実や読書しやすい場所を整備すること等を進めていきます。

2-(1) 家庭における読書環境の整備

実施区分	新規	名称	ブックスタート事業
取組番号	2-1-1 (1-1-1の再掲)		
内容	絵本の読み聞かせ及び配布 ※備考:開始 2023(R5)年度予定		
対象	保護者、乳幼児		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	絵本の配布率(配布数/対象者数)		
連携先	子育て支援課、健康増進課		

実施区分	新規	名称	セカンドブック事業
取組番号	2-1-2 (1-1-2の再掲)		
内容	絵本の読み聞かせ及び配布 ※備考:ブックスタート開始後に検討予定		
対象	保護者、幼児		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	絵本の配布率(配布数/対象者数)		
連携先	子育て支援課、健康増進課		

2-(2) 地域における読書環境の整備

実施区分	継続	名称	子ども向け資料の購入
取組番号	2-2-1		
内容	市立図書館の児童書の蔵書を構築する。		
対象	保護者、乳幼児、小学生、中学生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	購入点数、蔵書点数		
連携先			

実施区分	継続	名称	読書バリアフリー法に応じた資料の購入
取組番号	2-2-2		
内容	読書バリアフリー法に応じた蔵書を構築する。		
対象	保護者、乳幼児、小学生、中学生、高校生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	購入点数、蔵書点数		
連携先			

実施区分	継続	名称	外国語資料の購入
取組番号	2-2-3		
内容	外国語を母語とする子ども向け外国語資料の蔵書を構築する。		
対象	保護者、乳幼児、小学生、中学生、高校生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	購入点数、蔵書点数		
連携先			

実施区分	継続	名称	学習障害を支援する資料の購入
取組番号	2-2-4		
内容	学習障害を支援する蔵書を構築する。		
対象	保護者、乳幼児、小学生、中学生、高校生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	購入点数、蔵書点数		
連携先			

実施区分	継続	名称	子ども向け地域資料の整備
取組番号	2-2-5		
内容	市立図書館の児童向け地域資料の蔵書を構築する。		
対象	小学生、中学生、高校生		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	購入点数、蔵書点数		
連携先			

実施区分	継続	名称	子ども向け資料の購入
取組番号	2-2-6		
内容	児童ホームの児童書の蔵書を構築する。		
対象	小学生		
担当	保育課		
実施主体	児童ホーム		
評価基準	購入点数		
連携先			

2-(3) 学校等における読書環境の整備

実施区分	継続	名称	学校図書館司書の配置
取組番号	2-3-1		
内容	1校あたりの勤務日数を増やし、顔の見える学校図書館を目指す。		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	教育指導課		
評価基準	学校図書館司書の配置率、1校あたりの勤務日数		
連携先			

実施区分	継続	名称	学校図書館資料の整備
取組番号	2-3-2		
内容	学校図書館資料の充実を図る。		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	小学校、中学校		
評価基準	学校図書館図書標準達成度		
連携先			

実施区分	新規	名称	学級文庫 ^{※21} の充実
取組番号	2-3-3		
内容	学級文庫を整備、充実を図る。		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	小学校、中学校		
評価基準	小学校、中学校での学級文庫の設置率		
連携先			

※21 学級文庫：学校、主として小学校の各教室に設けられるコレクションのこと。

実施区分	新規	名称	学校における電子書籍サービスの利用
取組番号	2-3-4		
内容	市立図書館で提供している電子書籍サービスを GIGA スクール構想のタブレットで利用できるようにする。		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	教育指導課、市立図書館		
評価基準	電子書籍サービスを利用した授業等の回数、児童向け電子書籍利用点数		
連携先			

実施区分	継続	名称	読書バリアフリー法に応じた資料の購入
取組番号	2-3-5		
内容	学校図書館での読書バリアフリー法に応じた蔵書を構築する。		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	小学校、中学校		
評価基準	購入点数、蔵書点数		
連携先			

実施区分	継続	名称	外国語資料の購入
取組番号	2-3-6		
内容	学校図書館での外国語を母語とする子ども向け外国語資料の蔵書を構築する。		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	小学校、中学校		
評価基準	購入点数、蔵書点数		
連携先			

実施区分	新規	名称	学習障害を支援する資料の購入
取組番号	2-3-7		
内容	学校図書館での学習障害を支援する蔵書を構築する。		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	小学校、中学校		
評価基準	購入点数、蔵書点数		
連携先			

実施区分	新規	名称	校舎の改築や改修に併せた図書室の整備
取組番号	2-3-8		
内容	校舎の改築や改修時には、児童・生徒が使用しやすい図書室の配置や読書環境となるよう整備を行う。		
対象	小学生、中学生		
担当	学校施設課		
実施主体	学校施設課		
評価基準	対象校数 6 校(玉造小・中台小・加良部小・神宮寺小・成田小・成田中)		
連携先			

実施区分	継続	名称	子ども向け資料の購入
取組番号	2-3-9		
内容	保育所、大栄幼稚園の児童書の蔵書を構築する。		
対象	園児		
担当	保育課		
実施主体	公立保育園、大栄幼稚園		
評価基準	購入点数		
連携先			

3.家庭、地域、学校等の連携体制の構築

家庭、地域、学校等が連携し、情報、人材、本のネットワークを構築する取組として、研修会の開催や市立図書館の団体貸出、行政における推進体制の整備を進めていきます。

3-(1) 家庭における読書活動推進に係る連携・協力

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
取組番号	3-1-1		
内容	読書活動の意義や重要性についての啓発やおすすめの本などの情報を、学校を通して提供する。		
対象	小学生、中学生		
担当	教育指導課		
実施主体	小学校、中学校		
評価基準	情報提供の実施回数		
連携先			

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
取組番号	3-1-2 (1-1-3の再掲)		
内容	園児に人気の本、おすすめの本をクラスに掲示する。		
対象	保護者、園児		
担当	保育課		
実施主体	公立保育園		
評価基準	実施回数		
連携先			

実施区分	新規	名称	保護者への情報提供
取組番号	3-1-3 (1-1-4の再掲)		
内容	マチコミや園だよりを通じた保護者への情報提供		
対象	保護者、園児		
担当	保育課		
実施主体	公立保育園		
評価基準	実施回数		
連携先			

実施区分	継続	名称	保護者への情報提供
取組番号	3-1-4 (1-1-5の再掲)		
内容	マチコミや園だよりを通じた保護者への情報提供		
対象	保護者、園児		
担当	保育課		
実施主体	大栄幼稚園		
評価基準	実施回数		
連携先			

実施区分	継続	名称	図書部(PTA)活動
取組番号	3-1-5		
内容	年10回、幼稚園内(図書室)の本を貸出する。		
対象	保護者、園児		
担当	保育課		
実施主体	大栄幼稚園		
評価基準	実施回数		
連携先			

実施区分	継続	名称	利用者への情報提供
取組番号	3-1-6		
内容	読書活動の意義や重要性についての啓発やおすすめの本などについて利用者に情報提供するため施設内への掲示やなかよしひろばだよりへの掲載を行う。		
対象	保護者、幼児、小学生、中学生、高校生		
担当	子育て支援課		
実施主体	成田市子ども館、三里塚なかよしひろば、公津の杜なかよしひろば		
評価基準	情報提供の実施回数		
連携先			

実施区分	継続	名称	家庭教育学級
取組番号	3-1-7 (1-1-7の再掲)		
内容	家庭教育学級での情報提供		
対象	園児・児童・生徒の保護者		
担当	生涯学習課		
実施主体	各園・学校の家庭教育学級運営委員会		
評価基準	家庭教育学級での取り扱い回数、参加人数		
連携先	家庭教育学級運営委員会委員長または主事		

実施区分	新規	名称	家庭における子ども読書活動の意義の啓発
取組番号	3-1-8		
内容	国等で発信された家庭における子ども読書活動に関する情報の提供		
対象	保護者、子どもの読書活動に関心のある市民		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	情報提供の回数		
連携先			

3-(2) 地域における読書活動推進に係る連携・協力

実施区分	継続	名称	団体貸出の実施(家庭文庫 ^{※22} 、子育て支援施設)
取組番号	3-2-1		
内容	市立図書館からの団体貸出(家庭文庫、子育て支援施設)を実施する。		
対象	家庭文庫、子育て支援施設(なかよしひろば等)		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	登録団体数、利用団体数、貸出点数		
連携先	子育て支援課、健康増進課		

実施区分	継続	名称	団体貸出の実施(学校)
取組番号	3-2-2		
内容	市立図書館からの団体貸出(学校)を実施する。		
対象	小学校、中学校		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	登録団体数、利用団体数、貸出点数		
連携先	教育指導課、小学校、中学校		

実施区分	継続	名称	団体貸出の実施(保育所、幼稚園)
取組番号	3-2-3		
内容	市立図書館からの団体貸出(保育所、幼稚園)を実施する。		
対象	保育所、幼稚園		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	登録団体数、利用団体数、貸出点数		
連携先	保育課、生涯学習課、保育所、幼稚園		

※22 家庭文庫:個人が自宅を開放し、地域の子どもたちに対して所有している児童図書の貸出や読み聞かせ、おはなし会等を行う、小規模図書館のこと。

3-(3) 学校等における読書活動推進に係る連携・協力

実施区分	継続	名称	学校図書館ネットワーク事業
取組番号	3-3-1		
内容	学校図書館システムによる蔵書管理、検索システムの構築		
対象	小学生、中学生、学校図書館司書、司書教諭		
担当	教育指導課		
実施主体	教育指導課		
評価基準	構築の有無		
連携先			

実施区分	継続	名称	学校図書館司書・司書教諭への研修の実施
取組番号	3-3-2		
内容	市立図書館司書、学校図書館司書、司書教諭との合同研修会を実施する。		
対象	教諭、学校図書館司書、市立図書館司書、教育指導主事		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	開催回数		
連携先	教育指導課、小学校、中学校		

実施区分	継続	名称	読み聞かせボランティア研修会の開催
取組番号	3-3-3		
内容	市立図書館、学校、地域で読み聞かせボランティア希望者に研修会を実施する。		
対象	保護者、子どもの読書活動に関心のある市民		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	開催回数		
連携先	教育指導課、小学校、中学校		

3-(4) 行政における推進体制の整備

実施区分	新規	名称	子どもの読書活動推進に係る関係者会議の開催
取組番号	3-4-1		
内容	子どもの読書活動推進に係る課題の改善について、教育指導課、司書教諭、学校図書館司書、市立図書館等で協議をする会議を開催する。		
対象	学校図書館、市立図書館、関係する課等		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	開催回数		
連携先	教育指導課、小学校、中学校、関係する課		

実施区分	新規	名称	学校間及び市立図書館と小中学校間の配送システムの構築
取組番号	3-4-2		
内容	学校間及び市立図書館と小中学校間の配送システムの構築を検討する。		
対象	小学校、中学校、市立図書館		
担当	市立図書館		
実施主体	市立図書館		
評価基準	配送システム構築検討の進捗		
連携先	教育指導課、小学校、中学校		

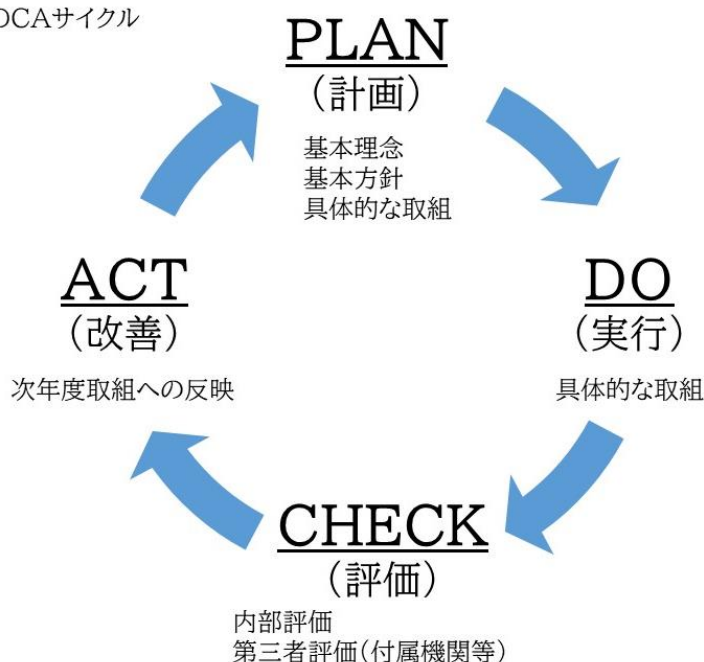
実施区分	継続	名称	子どもの読書活動に関する調査
取組番号	3-4-3		
内容	学校における子どもの読書活動における調査を実施する。		
対象	小学校、中学校		
担当	教育指導課		
実施主体	教育指導課、市立図書館		
評価基準	実施の有無		
連携先	小学校、中学校		

第7章 計画の進行管理

本計画における第5章の目標数値の進行管理は、次のように行います。

- 【1】 第5章の目標数値の「(1)読書の好きな児童・生徒の割合」、「(2)1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合(不読率)」、「(3)1か月当たりの児童・生徒の読書量(冊数)」については、計画の中間年度の2025(令和7)年度と、最終評価を行う2027(令和9)年度に市内小学校、中学校、高等学校にアンケート調査を行います。
- 【2】 第5章の目標数値の(4)学校図書館及び市立図書館で子どもが借りた本の冊数、(5)市立図書館の団体貸出の貸出数冊、(6)連携体制の整備による会議の開催回数及び第6章の各取組は、成田市子どもの読書活動推進本部事務局が毎年度実績を調査します。
- 【3】 【1】、【2】の調査の結果をまとめ、推進本部において進行管理し、子どもの読書活動推進に係る関係者会議において情報の共有を図ります。
- 【4】 計画の最終年度に当たる2027(令和9)年度には、計画の達成状況を評価し、次期計画策定をするものとします。

PDCAサイクル



資料編

1.計画の策定体制

(1) 策定経過

年月日	取組の経過	内容
2022(令和4)年 7月1日～9月5日	子どもの読書活動に関するアンケート調査	市内児童・生徒の読書活動の実態を把握するため、アンケート用紙による調査を実施
7月～8月	各課照会、意見調整	成田市子どもの読書活動推進計画の実績及び取組事項の検討
8月12日	令和4年度第1回成田市子どもの読書活動推進本部幹事会	計画案の検討
8月～9月	各課照会、意見調整	計画案に関する各課事業等の検討
9月28日	令和4年度第1回成田市子どもの読書活動推進本部・幹事会合同会議	計画案の検討
10月4日	図書館協議会への素案の提示	素案の提示及び意見聴取
10月12日	令和4年度第1回成田市生涯学習推進協議会報告	素案の報告及び意見聴取
10月●日	令和4年度第2回成田市子どもの読書活動推進本部・幹事会合同会議(書面開催)	計画案の検討
11月●日	教育委員会会議報告	素案の報告
12月●日	12月成田市議会定例会(教育民生常任委員会)報告	素案及びパブリックコメント実施の報告
12月15日～ 2023(令和5)年 1月15日	パブリックコメントの実施	素案についての意見募集 (●人●件の意見あり)
3月●日	教育委員会会議	第2次成田市子どもの読書活動推進計画の議決

(2) 成田市子どもの読書活動推進本部設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づく子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を総合的に推進するため、成田市子どもの読書活動推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 子どもの読書活動推進計画に係る事業の総合調整に関すること。
- (3) その他子どもの読書活動推進計画の策定及び推進に必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長を置き、教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した者がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 第2条に規定する事務を円滑に遂行するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会議を総理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 3 推進本部及び幹事会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(事務局)

第6条 推進本部及び幹事会の事務局は、教育部図書館に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月22日から施行する。

(廃止)

- 2 成田市子どもの読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱(平成14年10月15日施行)は、廃止する。

別表第1

教育長 企画政策部長 市民生活部長 福祉部長 健康こども部長 教育部長

別表第2

教育部長 教育部担当次長 企画政策課長 市民協働課長 障がい者福祉課長 子育て支援課長 保育課長 健康増進課長 教育総務課長 学校施設課長 教育指導課長 生涯学習課長 公民館長 図書館長

事項番号	取組事項	取組番号	取組事項名	数値実績
4	読み聞かせボランティアを養成する。	1-7	<p>①「ストーリーテリング研修会」</p> <p>②「赤ちゃん相談絵本読み聞かせボランティア養成講座」</p>	<p>②「赤ちゃん相談絵本読み聞かせボランティア養成講座(連続2回)」</p> <p>1回目13人、2回目13人</p> <p>H29「赤ちゃん絵本読み聞かせボランティア養成講座(連続3回)」</p> <p>1回目11人、2回目9人、3回目4人</p> <p>R1「赤ちゃん絵本読み聞かせボランティア養成講座(連続3回)」</p> <p>1回目21人、2回目9人、3回目新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>
5	<p>作成・配布及本展示を行う。</p> <p>子どもに薦めたい本のリストの</p>	1-8	<p>①「ブックリストの作成」</p> <p>「ぼんざいいちねんせい」「いいほんつけた」「あかちゃんも絵本が大好き」「絵本が大好き-2・3歳-」「絵本が大好き-4・5歳-」</p> <p>②資料展示 本館</p> <p>③資料展示 公津の杜分館</p>	<p>②資料展示の実施回数 本館</p> <p>H16年度 常設6回、季節不明</p> <p>H17年度 常設6回、季節不明</p> <p>H18年度 常設6回、季節不明</p> <p>H19年度 常設6回、季節不明</p> <p>H20年度 常設6回、季節不明</p> <p>H21年度 常設6回、季節不明</p> <p>H22年度 常設6回、季節不明</p> <p>H23年度 常設7回、季節不明</p> <p>H24年度 常設5回、季節不明</p> <p>H25年度 常設6回、季節不明</p> <p>H26年度 常設6回、季節不明</p> <p>H27年度 常設6回、季節不明</p> <p>H28年度 常設6回、季節25回</p> <p>H29年度 常設6回、季節24回</p> <p>H30年度 常設6回、季節18回</p> <p>R1年度 常設6回、季節14回</p> <p>R2年度 常設6回、季節12回</p> <p>R3年度 常設6回、季節17回</p> <p>③資料展示の実施回数 公津の杜分館</p> <p>H25年度 常設不明、季節不明</p> <p>H26年度 常設不明、季節不明</p> <p>H27年度 常設不明、季節不明</p> <p>H28年度 常設12回、季節不明</p> <p>H29年度 常設10回、季節不明</p> <p>H30年度 常設9回、季節22回</p> <p>R1年度 常設11回、季節26回</p> <p>R2年度 常設10回、季節28回</p> <p>R3年度 常設11回、季節27回</p>
6	<p>乳絵読み聞かせを行う。</p> <p>幼児健康診断等で、</p>	1-9	<p>①「赤ちゃん相談絵本読み聞かせ」</p>	

取組事項		取組事項名		数値実績	
事項番号	取組事項	取組番号	取組事項名		
27	外国語に関する資料を収集する。 絵本や、国際理解教育	2-4	①外国語絵本の購入、蔵書構築	①「外国語絵本の所蔵点数」 H16年度 不明 H17年度 2,064点 H18年度 2,002点 H19年度 2,213点 H20年度 2,262点 H21年度 2,335点 H22年度 2,349点 H23年度 2,398点 H24年度 2,467点 H25年度 2,428点 H26年度 2,493点 H27年度 2,519点 H28年度 2,593点 H29年度 2,647点 R1年度 2,814点 R2年度 2,957点 R3年度 3,047点 3,121点	
28	「全学年実施」を研究する。 「学校訪問おはなし会」を	2-5	①「学校訪問おはなし会」	①「学校訪問おはなし会」 H16年度 18校109学級2,661名 H17年度 19校121学級3,064名 H18年度 23校158学級3,782名 H19年度 28校230学級5,383名 H20年度 28校231学級5,500名 H21年度 27校115学級2,566名 H22年度 未実施 H23年度 25校202学級4,907名 H24年度 27校233学級5,429名 H25年度 25校219学級5,226名 H26年度 23校215学級5,263名 H27年度 23校211学級5,282名 H28年度 22校198学級4,982名 H29年度 23校208学級5,167名 R1年度 23校214学級5,371名 R2年度 24校225学級5,680名 R3年度 1校6学級179名 新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
29	移動図書館の貸出しについて、今後の	2-6	①「学校訪問貸出」	①「学校訪問貸出の統計」 H5年度 利用者数3,800人 H6年度 利用者数5,805人 H7年度 利用者数5,912人 H8年度 利用者数6,736人 H9年度 利用者数6,023人 H10年度 利用者数7,019人 H11年度 利用者数6,990人 H12年度 利用者数6,191人 H13年度 利用者数6,289人 H14年度 利用者数5,710人 H15年度 利用者数5,963人 H16年度 利用者数5,579人 貸出点数 9,270点 貸出点数13,873点 貸出点数13,122点 貸出点数12,475点 貸出点数11,155点 貸出点数11,166点 貸出点数11,781点 貸出点数11,084点 貸出点数12,044点 貸出点数11,597点 貸出点数12,125点 貸出点数11,359点	

事項番号	取組事項	取組番号	取組事項名	数値実績
30	三里塚コミュニティセンターには、児童向けの図書を増やす。	2-7	①三里塚コミュニティセンター図書室蔵書構築	<p>①「三里塚コミュニティセンター図書室蔵書統計」</p> <p>H16年度 図書のみ1,894点 H17年度 図書全体4,685点 H18年度 図書のみ3,477点 H19年度 図書のみ3,780点 H20年度 図書のみ4,279点 H21年度 図書のみ4,733点 H22年度 図書のみ4,579点 H23年度 図書のみ4,756点 H24年度 図書のみ4,846点 H25年度 図書のみ4,993点 H26年度 図書のみ5,220点 H27年度 図書のみ5,216点 H28年度 図書のみ5,269点 H29年度 図書のみ4,823点 H30年度 図書のみ4,776点 R1年度 図書のみ4,816点 R2年度 図書のみ4,808点 R3年度 図書のみ4,698点</p>
33	司書研修会に参加させる。	2-10	①司書の研修会への参加	<p>①「研修会への参加状況」</p> <p>H25年度 研修会数2、3名 H26年度 研修会数2、3名 H27年度 研修会数3、5名 H28年度 研修会数3、4名 H29年度 研修会数6、8名 H30年度 研修会数3、7名 R1年度 研修会数3、8名 R2年度 研修会数2、9名 R3年度 研修会数4、7名</p>
34	市立図書館司書、司書教諭、の充実を図る。	2-11 (再掲 2-22)	<p>①「学校図書館司書等及び市立図書館司書合同研修会」</p> <p>①合同研修会内容(テーマ)</p> <p>②合同研修会参加人数</p>	<p>②「学校図書館司書等及び市立図書館司書合同研修会」</p> <p>参加人数</p> <p>H16年度 49人 H17年度 31人 H18年度 61人 H19年度 参加人数不明 H20年度 61人 H21年度 50人 H22年度 41人 H23年度 46人 H24年度 50人 H25年度 50人 H26年度 46人 H27年度 37人 H28年度 38人 H29年度 35人 H30年度 33人 R1年度 33人 R2年度 29人 R3年度 35人</p>

事項番号	取組事項	取組番号	取組事項名	数値実績
43	広報紙・誌等により、保護者等への読書の重要性を啓発する。	3-5	<p>①「広報なりた」 H21年度 4/15号10面-11面 [4月23日は「子ども読書の日」本いっぱい夢いっぱい] 「市立図書館「おすすめ本」」 H27年度 4/15号6面-7面 [「子どもの読書週間」本に親しむきっかけに] H29年度 10/15号4面-5面 「読書週間」赤ちゃんと絵本を楽しむもう」]</p> <p>②「紙ふうせん」 H16年度 58号 赤ちゃんも絵本が大好きPart6 59号 科学あそび講座、赤ちゃんも絵本が大好きPart7 H17年度 60号 赤ちゃんも絵本が大好きPart8 61号 科学あそび講座、赤ちゃんも絵本が大好きPart9 H18年度 62号 文学講座、科学あそび講座、赤ちゃんも絵本が大好きPart10 H19年度 64号 児童講座、文部科学大臣表彰受賞 65号 えほんとおぼろー2・3才のおはなし会 ー、赤ちゃんも絵本が大好きPart11 H20年度 66号 子どもの読書活動優秀実践団体「文部科学大臣表彰」、児童講座、赤ちゃんも絵本が大好きPart12 H21年度 68号 科学あそび講座 69号 昔あそび講座 H22年度 70号 科学あそび講座 71号 赤ちゃんも絵本が大好きPart14 H23年度 72号 科学あそび講座 73号 赤ちゃんも絵本が大好きPart15 H24年度 74号 科学あそび講座 H25年度 76号 科学あそび講座 H26年度 78号 科学あそび講座 79号 開館30周年記念行事(クリスマスイベント、豆本づくり講座) H27年度 80号 図書館の1年、科学あそび講座 81号 公津の杜のクリスマスおはなしかい H28年度 82号 科学あそび講座 H29年度 84号 おはなしかいにおいてよ、科学あそび講座 85号 杜のクリスマスおはなしかい、ほんかり君ぬりえ H30年度 86号 科学あそび講座 87号 公津の杜のクリスマスおはなしかい R1年度 88号 科学あそび講座 89号 杜のふゆのおはなしかい R2年度 91号 科学あそび講座、杜のふゆのおはなしかい R3年度 92号 図書館講座、科学あそび講座 93号 杜のふゆのおはなしかい</p>	

3.法令等

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年法律第百五十四号

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。